

# 令和8年度 農山村観光コンテンツ造成事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、令和8年度 農山村観光コンテンツ造成事業委託業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 名称

令和8年度 農山村観光コンテンツ造成事業委託業務

### (2) 業務の目的および内容

別紙「令和8年度 農山村観光コンテンツ造成事業委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

令和8年6月9日（火）から令和9年2月26日（金）まで

## 3 予定価格

3,965,500円（消費税および地方消費税を含み、税率は10%とする。）

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

### ・営業種目

大分類：「役務」

中分類：「イベント」「諸サービス」「その他の役務の提供」のいずれかに登録

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

## 5 説明会の開催

開催しない。なお、質問等については、下記「7 企画提案書等に関する質問および回答」による。

## 6 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、滋賀県におけるグリーンツーリズム関連施策の内容を十分確認したうえで（県ホームページ等参照）、次の（１）～（６）の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。

企画提案書等の提出は、１者につき１提案とする。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書 正 1 部  
別添様式 1 により提出すること。申請者の概要、自己 P R を記載すること。
- (2) 経費概算見積価格書（積算内訳書） 正 1 部、副 7 部  
別紙の積算内訳書により提出すること。仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。
- (3) 企画提案書 正 1 部、副 7 部  
ア 別添仕様書に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。  
イ 以下の内容を記載すること。  
（ア）農山村地域版観光素材集の作成（仕様書 5（1））  
旅行商品造成関係者向けに、本県内に点在する農山村地域の観光コンテンツ、イベントおよび関連する DC 向け販促情報などをまとめた農山村地域版の観光素材集の作成方法および、作成に向けた効率的な情報収集方法の提案。  
（イ）全国宣伝販売促進会議（プレ DC）ブースの企画（仕様書 5（2））  
全国宣伝販売促進会議に参加する関係事業者向けに効果的に農山村観光コンテンツの魅力を伝えることのできる展示内容および方法の提案。  
（ウ）滋賀県 HP 「グリーンツーリズム滋賀」の整備（仕様書 5（3））  
一般顧客向けに滋賀県の農山村地域の魅力を訴求し、各施設への誘客につなげるための掲載内容の提案。  
（エ）その他記載事項  
①業務スケジュール  
業務項目ごとに業務完了までのスケジュールを記載すること。  
②実施体制  
責任体制、連絡調整者、担当者等について記載すること。  
ウ 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。  
エ 装丁は、A4 サイズ（縦横および白黒カラーは不問）とすること。  
オ 頁数は、10 頁以内（文字サイズ 11 ポイント程度、表紙は含まない）とすること。
- (4) 類似業務実績一覧表（様式不問） 各 1 部、副 7 部  
本委託業務と関連性の深い業務の実績を記載すること（令和 3 年度以降に受注した業務に限る）。業務名、発注者名、受注金額、業務内容、業務期間を明記すること。（国、地方公共団体および民間事業者等は問わない）

- (5) (4) の受注実績に関する契約書等の写し 各 1 部
- (6) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）
- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し 1 部
  - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
  - ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1 部
  - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、その申立書 1 部
  - オ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、その認定証の写し、または障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、その認定証の写し 1 部
  - カ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し 1 部
  - キ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、その認定証の写し 1 部
  - ク 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、その認証証・登録証の写し 1 部
    - (ア) 国際標準化機構が定めた企画 ISO14001 に適合している旨の認証
    - (イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
    - (ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
    - (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 7 企画提案書等に関する質問および回答

### (1) 質問受付期限

令和 8 年 5 月 18 日（月） 17 時まで ※必着

### (2) 質問方法

別添様式 2 の「質問票」により、メールまたは FAX で受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめ、令和 8 年 5 月 20 日（水）を目途に、質問およびその回答を滋賀県ホームページ（県民の方 > しごと・産業・観光 > 農業 > 農村の振興）で公表する。（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/>）

なお、回答に対する質問は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年5月26日(火) 17時まで ※必着

### (2) 提出方法

下記「12. 書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とすること。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 9 契約予定者の選定

### (1) 決定方法

提出のあった企画提案書等については、滋賀県農政水産部農村振興課および関係課の職員4名の委員をもって設置するプロポーザル審査会(以下、「審査会」という。)において、公正かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を決定する。

審査会では、企画提案者による企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション会場への追加資料の持ち込み、パソコン機器の使用は認めない。なお、Zoom社の「Zoom」ミーティングによる審査会参加を希望する場合は、提案者側に必要な機材等は提案者側で用意すること。

### (2) 審査会の日時

審査会は令和8年6月4日(木)に行う。時間と場所については、企画提案書等提出者に令和8年5月29日(金)までに通知する。

### (3) プレゼンテーション審査の審査方法

プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。

事業者から提出された企画提案書等およびプレゼンテーション、質疑応答により、次表の①～⑦の審査項目について「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつける(5:十分満たしている、4:ほぼ満たしている、3:普通である、2:やや不足している、1:不足している)。「5」の評価については、各審査項目において最も優れている企画提案書等にのみつけることができるものとする。

なお、⑧の経済性の審査については、予定価格に対する比率に応じて以下の点数をつける。

・ 予定価格の80%未満	・・・10点
・ 予定価格の80%以上85%未満	・・・8点
・ 予定価格の85%以上90%未満	・・・6点
・ 予定価格の90%以上95%未満	・・・4点
・ 予定価格の95%以上	・・・1点

評価項目・評価の視点	重みづけ	評価点
① 目的 ・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。	× 2	10
② 農山村地域版観光素材集の作成 ・旅行商品造成関係者に対し、農山村地域の観光コンテンツを効果的にPRでき、かつDCの趣旨に沿った素材集の制作に向けた、具体的な手段や考え方が示されているか。 ・素材集掲載用データの収集にあたり、効果的かつ効率的な手法が提案されているか。	× 7	35
③ 全国宣伝販売促進会議（プレDC）ブースの企画 ・関係事業者に対し、農山村観光コンテンツを効果的にPRできる展示方法が提案されているか。	× 2	10
④ 滋賀県HP「グリーンツーリズム滋賀」の整備 ・一般顧客に向け、農山村地域観光コンテンツの内容を訴求する掲載内容が提案されているか。 ・滋賀県HPの要件を満たすページ構成となっているか。	× 2	10
⑤ スケジュール ・実施スケジュールは、事業を確実に遂行できる妥当なものになっているか。	× 1	5
⑥ 実施体制 ・業務全体を円滑に遂行できる運営体制がとられているか。	× 1	5
⑦ 実現可能性 ・令和3年度以降現在までに受注した、本業務と関連性の深い業務の実績を有しているか。	× 1	5
⑧ 経済性 ・経費節減を意識した見積金額が提示されているか。	-	10
計 a (満点)		90

なお、社会政策推進に配慮した取組および県内事業者優先の観点からの評価について、下表のとおり加算するものとする。

評価項目	評価点
① 社会政策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</li> <li>イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</li> <li>ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</li> <li>エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</li> </ul> </li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国際標準化機構が定めた企画 I S O 14001 に適合している旨の認証</li> <li>イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</li> <li>ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul> </li> </ul>	1
② 県内に本店を有する事業者であるか。	1
計 b（満点）	6

審査委員の採点を集計し、予定価格の制限の範囲内において、評価点の総合点（計 a + 計 b）が最も高い者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点が満点の 5 割未満の場合は、契約予定者としない。また、総合点が最も高い者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

#### (4) 審査結果の通知

審査会の参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

#### (5) 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案内容をもとに発注者と業務内容について協議を行い、正式な見積書を提出すること。

協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

#### (6) その他

契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土・日を除く営業日）に別添様式3により、「12. 書類の提出先および問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（休日を除く開庁日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

### 10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等の指定の期限に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等の提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の提出書類の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

### 11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 審査会への追加資料の持込みは認めない。
- (3) 提出されたすべての書類や資料は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルの参加に要する経費はすべて各事業者の負担とする。
- (5) 委託料の支払いは、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (8) 書類作成時に入手した参加者独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

### 12 書類の提出先および問い合わせ先

滋賀県農政水産部農村振興課 農村企画係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

下松 西浦

TEL : 077-528-3960 FAX : 077-528-4888

E-mail : gh01@pref.shiga.lg.jp